# 資料 4

# 総務委員会資料

入札契約制度の見直しについて

平成 2 4 年 4 月 2 O 日 財 政 局

# 入札契約制度の見直しについて

- 1 入札契約制度の見直しの背景
  - ・昨今の社会経済情勢の中、市内建設業界を取り巻く環境は依然として厳しい 状況にあり、建設業者間の競争が激化し、本市の工事請負契約においては低 価格での入札が続いている。
  - ・これまでも、最低制限価格制度の適用範囲の拡大や失格基準の導入などの対策を講じてきたが、低価格での入札が続き、事業者からの請願・要望もあることから、更なる低入札対策の強化を行うこととした。

#### ※1 これまでの低入札対策の経過

平成21年4月 ◎予定価格事後公表の一部試行実施(平成21、22年度)

5月 ◎最低制限価格及び低入札価格調査基準の引き上げ

・現場管理費 60%→70%

予定価格比 70%~85%→70%~90%

平成22年7月 ◎最低制限価格適用範囲の拡大

· 範囲 予定価格 3 億円未満→予定価格 6 億円未満

◎低入札価格調査における失格基準の導入

対象 予定価格 6 億円未満(国の重点調査基準に準じ設定)

◎総合評価落札方式の本格実施

平成23年4月 ◎予定価格の全面事後公表

◎最低制限価格及び低入札価格調査基準の引き上げ

現場管理費 70%→80%

### ※2 多摩建友会からの請願(平成24年第1回川崎市議会定例会において趣旨採択)

- ・最低制限価格算出時の現場管理費及び一般管理費の比率の引き上げ (現場管理費 9 0 %、一般管理費 7 0 %)
- 指名業者選定時の地域性重視
- 工事発注設計数量の明確化

#### ※3 川崎建設業協会からの要望(1月に意見交換会を実施)

- ・最低制限価格の更なる引き上げ(予定価格の90%以上)
- ・予定価格 6 億円以上の工事への最低制限価格の適用
- ・総合評価方式における失格基準の引き上げ
- ・主観評価項目制度の項目点数の加点最低制限価格の更なる引き上げ

#### 2 見直し内容

原則として、WTO政府調達協定工事以外の工事については、最低制限価格 又は低入札価格調査の失格基準を適用し、低入札対策を強化する。

- (1) 最低制限価格制度の適用範囲を拡大する
- ・<u>最低制限価格の適用範囲を、予定価格6億円未満の工事からWTO政府調達</u>協定工事以外の工事へと拡大する。ただし、「特殊な工事」は除く。
  - ※WTO政府調達協定工事は予定価格19億4千万円以上
  - ※「特殊な工事」とは、プラント工事、入札時VE方式、設計施工一括方式及び性能 発注方式による予定価格6億円以上の工事
  - ※プラント工事とは、工場・施設等の主要な設備をあらかじめ製作し、現場で組立て る電気工事及び機械器具設置工事のうち、設計金額の積算内訳書(総括)において 「機器費」が計上されている工事をいう。
- (2) 最低制限価格を引き上げる
- ・<u>最低制限価格算出式のうち、一般管理費に乗じる率を30%から50%に引</u>き上げる。
- ・算出した最低制限価格の下限を予定価格の70%から80%に引き上げる。

設計内訳	現行	見直し後
直接工事費	9 5 %	同左
共通仮設費	90%	同左
現場管理費	80%	同左
一般管理費	3 0 %	50%
予定価格比	70%~90%	80%~90%

#### (3) 低入札価格調査の失格基準を引き上げる

- ・<u>低入札価格調査案件において、著しく低価格となることを防止するために、</u> 失格基準を引き上<u>げる。</u>
- ・<u>失格基準の適用範囲を、予定価格6億円未満の工事からWTO政府調達協定</u> 工事以外の工事へと拡大する。

設計内訳	現行	見直し後		
直接工事費	7 5 %	8 5 %		
共通仮設費	7 0 %	8 1 %		
現場管理費	7 0 %	7 2 %		
一般管理費	3 0 %	4 5 %		
失格基準設定範囲	予定価格 6 億円未満の	WTO政府調達協定以外の工事		
	工事	ただし、「特殊な工事」は除く		

- ※算出で求めた失格基準の1万円未満は切り捨てるものとする。
- ※「特殊な工事」については、「(1)最低制限価格制度の適用範囲を拡大する」と同じ

### (4) 低入札価格調査を強化する

・<u>低入札価格調査の対象となった案件について、当該契約内容に適合した履行を確保するため、これまでの調査対象事業者からの誓約書に加え、一次下請</u>予定業者からも確認書の提出を求めることとする。

#### (5)契約保証金を引き上げる

・低入札価格調査を行った契約の契約保証金を10%から30%に加増する。

#### 3 今後のスケジュール

- ・今後、約1ヶ月間の周知期間をとり、平成24年6月1日から実施する。
- ・今回の入札契約制度の見直しについては、実施の結果を検証して今後のあり 方を検討する。
- ・入札契約制度については、社会経済情勢の変化に対応した入札契約制度とするため、今後においても、総合評価のあり方や入札参加資格の設定等の課題 について引き続き検討を進め、不断の改革を推進する。

# 入札契約制度の新旧対照図

## 現行の制度

予定価格	1千万円未満	1千万円以上	1. 5億円以上	3億円以上	6億円以上	23億円以上 WTO対象	
工事請負契約	指名競争 最低制限価格	一般競争 最低制限価格	一般競争(総合評価) 低入札調査(失格基準あり)		一般競争(総合評価) 低入札調査(失格基準なし)		
				最低制限価格 ← (失格基準あり)	→ 低入札調査 (失格基準なし)		
見直し後の制度							
予定価格	1千万円未満	1千万円以上	1. 5億円以上	3億円以上	6億円以上	19. 4億円以上 WTO対象	
工事請負契約	指名競争	一般競争		競争(総合評価)		一般競争 (総合評価)	
工	最低制限価格	最低制限価格	世人和	上調査(失格基準あり)		低入札調査 (失格基準なし)	

- ※総合評価落札方式は予定価格1.5億円以上の工事請負契約に適用する。ただし、建築工事は予定価格3億円以上とする。 ※WTO政府調達協定工事以外の総合評価落札方式には失格基準を適用する。ただし、「特殊な工事」は除く。 ※「特殊な工事」とは、プラント工事・入札時VE方式、設計施工一括方式及び性能発注方式による工事で予定価格6億円以上のものをいう。